

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書

連結事業年度等	・	・	法人名
---------	---	---	-----

別表六の二(二) 平二六・十・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当 期 の 連 結 所 得 金 額 の 計 算	当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」 又は別表一の二(三)「4」)	1	円	区 分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分
				当 期 の 連 結 所 得 金 額 の 計 算	加 算	①	②
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「56の①」)	2		各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二)「7」の合計)	14	円	円
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3の計」)	3		各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	16		
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7の①」)	4		小 計	26		
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		各連結法人の貸倒引当金の繰入額の合計額	27		
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		小 計	38		
	計 (2) + (3) + (4) - (5) + (6) (マイナスの場合は0)	7		仮 計 (13) + (26) - (38)	39		
	連結国外所得の金額 (41) (マイナスの場合は0)	8		非課税国外所得の控除額 (39の②) × $\frac{5}{6}$ 又は (39の②) (マイナスの場合は0)	40		
	(7) × 90%	9		連結国外所得の金額 (39) - (40)	41		
	連結国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10					
	連結控除限度額 (1) × $\frac{10}{7}$ と (1)のうち少ない金額	11					
	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「13」の合計)	12					

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

地 方 法 人 税 額 の 計 算	課税標準法人税額 (1)	42	円 000	地方法人税控除限度額 (43) × $\frac{10}{7}$ と (43)のうち少ない金額	44	円
	地方法人税額 (42) × 4.4%	43		外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「51」の合計)	45	